

平成 24 年度決算検査報告の概要

決算委員会調査室 澤井 勇人

《 要 旨 》

- ・決算検査報告は、会計検査院が1年間に実施した会計検査の成果を明らかにした報告書。平成24年度決算検査報告は、平成25年11月7日、平成24年度決算と共に内閣に送付され、同年11月19日に内閣から国会に提出。
- ・今般の検査報告における掲記件数は630件、指摘金額の総額は4,907億4,510万円であり、指摘金額は過去3番目の水準。
- ・今般の検査報告では、原子力賠償に係る東京電力への検査結果のほか、被災地における入札不調問題、除染事業の進捗状況等、東日本大震災からの復興に向けた施策等に関する事項が多く掲記されていることが特徴。また、国民生活の安全性の確保に関連し、高速道路に架かる跨道橋の一部が未点検となっている事態を始め、契約の適正性に関するものなど、広範多岐にわたる事項について掲記。
- ・国会においては、本検査報告を重要な参考書類として活用し、立法府による事後的な財政統制を機能させるべく、早期に事態の是正改善に向けた取組を内閣に促すべき。

1. はじめに

決算検査報告は、憲法第90条及び会計検査院法（昭和22年法律第73号）第29条に基づいて、会計検査院が1年間に実施した会計検査の成果を明らかにする報告書である。平成24年度決算検査報告は、会計検査院が平成24年10月から平成25年9月までに実施した検査（平成25年次会計検査）の結果が掲載されている。この検査報告は、平成25年11月7日に会計検査院から内閣に送付され¹、同年11月19日（第185回国会開会中）に平成24年度決算と共に内閣から国会に提出された。

本稿では、毎年度提出される検査報告の全体像について概観した上で、平成24年度決算検査報告に掲記された個別の検査結果にも触れながら、その概要について紹介する。

2. 決算検査報告について

（1）構成

平成24年度決算検査報告は本編だけで1,238ページに及び、会計検査院のウェブサイトにはその全文が公開されている。検査報告には、国の収入支出の決算の確認、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項など8項目を掲記することが法定されている（会計検査院法第29条各号）。会計検査院の検査の所見が記述されているのは、主として図表1に示した六つの事項である。このうち、通例「指摘事項」と呼ばれる不当事項、意見表示・処置要求事項、改善処置済事項が不適切な事態に関する記述であり、この指摘事項に係る記述に検査報告の大半のページが割かれている²。

図表 1 決算検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認められたもの
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求したもの
	改 善 処 置 済 事 項	会計検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じたもの
随 時 報 告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 会計検査院ウェブサイトを基に作成

検査報告は全6章で構成されている。平成24年度決算検査報告は、第1章では、平成25年次会計検査の概要、第2章では、平成24年度の国の決算の確認、第3章では、指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第4章では、随時報告、検査要請事項の報告及び特定検査状況、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では、平成24年度の国の歳入及び歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている。検査報告の大部分を占める第3章においては、一般的な構成として、会計検査院から指摘事項に係る主務大臣等宛ての文書を全文掲載する形が採られている。冒頭、不適切な事態が生じた背景となった制度等の概要が示され、行政における制度等のどの部分に関連して不適切な事態が生じているのかが容易に把握できるようになっている。次いで、当該検査の観点、着眼点、対象、方法及び結果が記載され、最後に、不適切な事態等に関連し、所管省庁等に対する会計検査院の意見表示や是正改善の処置要求に関する内容が記述されている。

(2) 検査方針、検査対象

ア 検査方針

会計検査院は、毎年10月頃から翌年9月頃までの1年間を「検査年次」としており、検査報告には、毎検査年次の検査結果が掲載される。会計検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めている。平成24年9月に策定された「平成25年次会計検査の基本方針」においては、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境保全、経済協力、中小企業、情報通信（IT）の9項目の施策分野に重点を置いた検査を行うほか、東日本大震災からの復興に向けた各種施策について、進捗状況等に応じて適時適切に検査を行うこととされた。

また、同検査方針では、会計検査院法第20条第3項に規定された正確性、合規性、経済性、効率性、有効性といった多角的な観点³からの検査に取り組むこととされた。

イ 検査対象

検査の対象は、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第22条各号）と、会計検査院が必要と認めた場合等に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第23条第1項各号）がある。平成25年次検査において必要的検査対象とさ

れたのは、国（13府省等）の会計のほか、政府関係機関、事業団、独立行政法人等 222 法人及び日本放送協会の会計である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等財政援助を与えた 4,359 団体等（都道府県、市町村等）の会計、国が資本金の一部を出資している 7 法人（中部国際空港株式会社等）の会計、国が出資した法人が更に出資している 32 法人（東京電力株式会社⁴等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している 3 法人の会計、国等と 278 法人との契約に関する会計である。

これらの検査対象機関に対し、書面検査及び実地検査⁵が行われる。25 年次の書面検査は、24 年度分の計算書 16 万 6,000 冊超及びその証拠書類 4,327 万枚超が対象とされた。また、同年次の実地検査の実施状況は図表 2 のとおりである。

図表 2 平成 25 年次会計検査における実地検査の実施率

実地検査の対象箇所	検査箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,232	1,844	43.5%
その他の地方出先機関等	6,685	1,074	16.0%
郵便局、駅等	20,708	64	0.3%
計	31,625	2,982	9.4%

（出所）会計検査院『平成24年度決算検査報告』より作成

（3）決算本体と掲記内容の関係

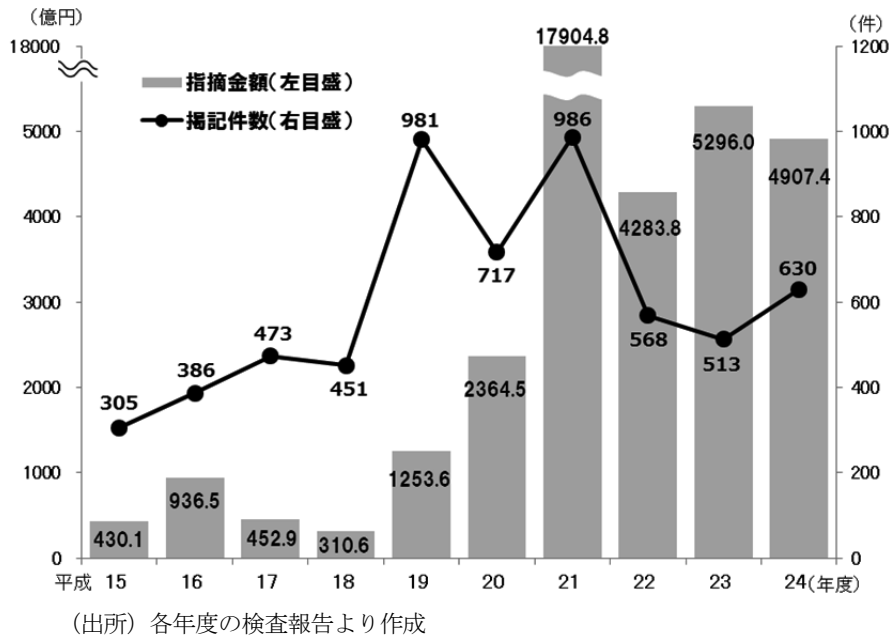
検査報告は、毎年度決算本体と同時に内閣に送付されるが、タイトルの「決算年度」、「検査年次」、検査対象となった「会計年度」が必ずしも一致していない。すなわち、平成 24 年度決算検査報告には、24 年度決算の確認等が記載される一方で、大部分を占める指摘事項等については、24 年度決算に関する問題点等が網羅されているのではなく、飽くまで 25 年次検査の結果が記載されており、個別の検査結果をみても、主として 23 年度までの会計年度を対象に検査したものが多くことに留意が必要である。

3. 平成 24 年度決算検査報告結果の概要

（1）掲記された事項等の概況

平成 24 年度決算検査報告に掲記された事項等の総件数は 630 件に上る。このうち、適切とは認められない事態の記述（指摘事項）は 611 件であり、これに対する指摘金額⁶の総額は 4,907 億 4,510 万円となっている。23 年度の検査報告に比べ、総件数は 117 件増加した一方、指摘金額の総額は 388 億 6,232 万円減少した。しかし、24 年度の指摘金額の総額は、21 年度、23 年度に次いで過去 3 番目に多く、依然として高い水準が続いている（図表 3）。この背景には、今般の検査報告においても、法務省における「刑事施設等の整備に係る予算の執行等と執行段階における統制」に係る指摘（802 億円）、経済産業省における「経営安定関連保証等対策費補助金により造成された基金による信用保証協会に対する貸付け」に係る指摘（700 億円）、防衛省における「有償援助による役務の調達に係る受領検査の実施等」（517 億円）に係る指摘等、一件当たりの指摘金額の高い事項が掲記されていることなどがある。

図表3 掲記事項総件数及び指摘金額の推移（過去10年間）



(2) 事項等別の概況

掲記された事項等を項目別にみると、先述した指摘事項が611件、「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)が8件、「国会からの要請事項に関する報告」(検査要請事項の報告)が6件、「特定検査対象に関する検査状況」(特定検査状況)が7件、それぞれ掲記されている。指摘事項の内訳を類型別にみると、「不当事項」の件数が指摘事項の4分の3以上(611件中470件)を占めている。

また、事項等別の件数の推移をみると、近年、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数が増加していることが見て取れる。また、「随時報告」、「検査要請事項」及び「特定検査状況」については、意見表示等に比べると件数は少ないながらも、一定数継続して掲記されている(図表4)。

図表4 事項等別の件数推移（過去10年間）

事項等	年度										
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
指											
摘	219	296	390	361	859	593	874	425	357	470	
事											
項											
不当事項	11	4	14	11	53	69	66	76	81	77	
意見表示・処置要求事項	47	59	41	65	55	46	39	54	53	64	
改善処置済事項	8	5	4	-	-	-	-	-	-	-	
特記事項(注1)	-	-	5	2	7	23	6	10	13	8	
随時報告(注2)	-	2	7	5	6	5	3	1	9	6	
検査要請事項の報告	20	20	14	8	5	4	4	6	6	7	
特定検査状況	305	386	473	451	981	717	986	568	513	630	
計											

(注1) 「特記事項」は指摘事項の1つであり、事業効果・運営等の見地から、広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため、特に掲記を要すると認められたものを指す。18年度以降は掲記されていない。

(注2) 「随時報告」は他の事項としても掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(出所) 各年度の検査報告より作成

(3) 省庁等別の概況

指摘事項を省庁等別にみると、指摘金額では、経済産業省の1,153億円、防衛省の1,041億円、法務省の809億円の順で高くなっており、この三者で指摘金額全体の6割強を占めている。また、件数では、厚生労働省の279件が全体の約45%を占め⁷、次いで農林水産省の68件、国土交通省の46件の順で多くなっている。

図表5 省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

単位：件、万円

事項府省又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項			改善処置済事項	計					
			会計検査院法34条関係	会計検査院法34条及び36条関係	会計検査院法36条関係							
裁判所	1	1,198					1	1,198				
内閣府(内閣府本府)	2	2,477					2	2,477				
内閣府(消費者庁)						1	907	1	907			
復興庁	1	610					1	610				
総務省	16	7,410	2	78,817	1	-	1	61,516	20	147,743		
法務省	5	3,422,374	2	8,027,780	1	59,965	1	6,613	9	8,096,535		
外務省					1	698	2	27,103	3	27,801		
財務省	1	39,719	1	1,546,510			2	100,351	4	1,686,580		
文部科学省	24	245,507	1	23,446	5	180,897	1	68,770	31	518,620		
厚生労働省	265	1,034,905	7	1,999,588	1	156,888	4	545,460	2	273,637	279	3,867,684
農林水産省	56	76,317			1	123,481	4	3,295,787	7	78,298	68	3,573,546
経済産業省	5	38,778					2	7,003,614	1	4,491,384	8	11,533,776
国土交通省	34	174,579	3	37,958	1	-	5	314,210	3	253,332	46	780,079
環境省	7	3,691						1	93,995	8	97,686	
防衛省			4	1,681,609	1	37,337	2	5,185,586	6	3,514,426	13	10,418,958
(株)日本政策金融公庫			1	75,600						1	75,600	
日本私立学校振興・共済事業団	6	1,779								6	1,779	
日本中央競馬会							1	5,339	1	5,339		
東日本高速道路(株)						1	-	2	6,424	3	6,424	
中日本高速道路(株)						1	-	2	3,824	3	3,824	
西日本高速道路(株)						1	-	2	8,503	3	8,503	
本州四国連絡高速道路(株)						1	-			1	-	
日本郵政(株)			1	189,459						1	189,459	
日本年金機構	1	122	1	※	1	-				3	122	
(独)酒類総合研究所	1	366								1	366	
(独)国立青少年教育振興機構							1	4,872	1	4,872		
(独)物質・材料研究機構							1	892	1	892		
(独)放射線医学総合研究所	1	2,894								1	2,894	
(独)農業・食品産業技術総合研究機構							1	2,484	1	2,484		
(独)製品評価技術基盤機構							1	3,493	1	3,493		
(独)国立環境研究所							1	980	1	980		
(独)国立印刷局	2	1,052					1	14,600	3	15,652		
(独)国民生活センター							1	26,494	1	26,494		
(独)農畜産業振興機構	1	1,824	1	269,827						2	271,651	
(独)国際協力機構						1	※	1	※	2	※	
(独)国際交流基金	1	4,370					1	4,556	2	8,926		
(独)科学技術振興機構							1	46,201	1	46,201		
(独)日本学術振興会	1	189					1	23,240	2	23,429		
(独)理化学研究所							2	88,892	2	88,892		
(独)日本スポーツ振興センター						1	-			1	-	
(独)日本芸術文化振興会						1	-			1	-	
(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園						1	18,920			1	18,920	
(独)日本貿易振興機構							1	1,599	1	1,599		

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	480						1	12,270	2	12,750	
(独)自動車事故対策機構								1	1,715	1	1,715	
(独)情報処理推進機構						1	520,000			1	520,000	
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構								1	19,800	1	19,800	
(独)労働者健康福祉機構						1	89,703	2	23,041	3	112,744	
(独)国立病院機構	1	771								1	771	
(独)国立高等専門学校機構	1	16,759	1	86,320		1	137,880			3	224,200	
(独)中小企業基盤整備機構						1	-			1	-	
(独)都市再生機構	1	1,756				1	348,567	1	12,303	3	362,626	
(独)奄美群島振興開発基金			1	18,867						1	18,867	
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1	303,881				1	1,903,030			2	2,206,911	
(独)日本原子力研究開発機構								2	36,268	2	36,268	
(独)年金・健康保険福祉施設整理機構	1	741				1	54,897			2	55,638	
(独)国立がん研究センター	17	1,874								17	1,874	
(独)国立循環器病研究センター						1	41,745			1	41,745	
(独)国立精神・神経医療研究センター								1	1,999	1	1,999	
(独)国立成育医療研究センター								1	2,673	1	2,673	
(独)国立長寿医療研究センター	1	1,105						1	757	2	1,862	
(国)東北大学						1	-			1	-	
(国)福島大学	1	352								1	352	
(国)群馬大学	1	370								1	370	
(国)千葉大学	1	5,051								1	5,051	
(国)横浜国立大学	1	1,352								1	1,352	
(国)福井大学	1	1,311								1	1,311	
(国)奈良女子大学	1	2,334								1	2,334	
(国)山口大学	1	1,564								1	1,564	
(国)愛媛大学	1	929								1	929	
(国)鹿児島大学	1	930								1	930	
(国)琉球大学	1	1,443								1	1,443	
(国)富山大学	1	371								1	371	
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1	871								1	871	
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	1	312								1	312	
日本電信電話(株)								1	563,400	1	563,400	
首都高速道路(株)						1	-			1	-	
阪神高速道路(株)						1	-			1	-	
四国旅客鉄道(株)						1	-			1	-	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)								1	436,890	1	436,890	
東日本電信電話(株)								1	1,509,925	1	1,509,925	
西日本電信電話(株)								1	13,229	1	13,229	
郵便局(株)	1	23,917								1	23,917	
日本郵便(株)			1	1,118,320						1	1,118,320	
(株)ゆうちょ銀行			1	142,151						1	142,151	
(株)かんぽ生命保険	1	10,862	1	19,647						1	30,509	
(独)原子力安全基盤機構								1	35,132	1	35,132	
合計	470	5,437,907	28	15,315,899	4	317,706	45	19,700,959	64	11,882,127	611	49,074,510

- (注1) 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)、国立大学法人→(国)
- (注2) 背景金額については掲載せず、「-」とした。
- (注3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。
- (注4) 複数の団体に係る指摘については、金額は一方の団体にのみ掲載しており、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。なお、金額を掲載していない団体には※印を付した。
- (注5) 「不当事項」及び「意見表示事項又は処置要求事項」の両方において取り上げられている事項については、金額の合計に当たってその重複分を控除している。
- (出所) 会計検査院『平成24年度決算検査報告』より作成

4. 主な個別の掲記事項

平成 24 年度決算検査報告では、平成 25 年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野のほか、国民の関心の高い事項として東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの、国民生活の安全性の確保に関するもの、契約の適正性等に関するものなどが掲記されている。ここでは、検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する⁸。

(1) 個別の掲記事項の概要

ア 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

事例 1：被災自治体に対する震災復興特別交付税の過大交付

平成 23、24 両年度に総務省が交付した震災復興特別交付税 1 兆 5,779 億円について会計検査院が検査したところ、2 県 15 市村に交付された 210 億円について、交付税の算定対象に、東日本大震災に係る復旧事業等に該当しない事業が含まれていたり、同一の災害復旧事業が重複して含まれていたりなどしていたため、震災復興特別交付税 6 億 2,571 万円が過大に交付されていることが明らかとなった。会計検査院は、総務省に対して、交付税の算定対象の範囲を明確にして周知を図るとともに、算定対象の経費であるかの確認を適切に行うことなどを求めている。

事例 2：復旧・復興事業における入札不調の問題（随時報告）

会計検査院が東北 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）における復旧・復興関連工事の入札状況等を検査するとともに、東北 3 県及び近隣 3 県（青森県、秋田県及び山形県）の建設業者 3,000 者に意識調査を実施した結果、①平成 23 年 10 月からの 1 年間の予定価格 1,000 万円以上の土木工事の約 2 割で入札不調が発生している事態、②国土交通省等が導入した復興 J V 制度等の入札不調対策が十分に周知・活用されていない事態、③東北 3 県の建設業者の 5 割が受注余力なしとする一方、近隣 3 県の建設業者の 5 割が復旧・復興事業への参入意欲があることなどが明らかとなった。

事例 3：被災地での災害公営住宅の整備の遅れ（随時報告）

会計検査院が被災各県及び管内市町村で実施又は計画されている災害公営住宅整備事業を検査したところ、①完成予定時期が確定していない災害公営住宅が計画全体（2 万 5,067 戸）の 15.3%（3,842 戸）を占めていること、②区画整理等の面的整備が必要な災害公営住宅（1 万 1,675 戸）の整備率が 9.7%と特に遅れていること、③被災者に対する意向調査の方法に問題があったり、入居者の利便性への配慮が十分でなかったりしたため、入居率が 6 割に満たない災害公営住宅があることなどが明らかとなった。

事例 4：原発事故に伴う放射性物質による環境汚染に対する除染状況（随時報告）

福島第一原発事故に関して、内閣府、環境省等が除染関連で予算を措置した額は、平成 23 年度から 25 年度までで 1 兆 2,874 億円であり、このうち 23、24 両年度の支出済歳出額は、4,692 億円である。会計検査院が除染事業について検査したところ、福島県

を除く除染対象である5県の汚染状況重点調査地域（市町村が除染を実施）では、子供の生活環境に関する施設について優先的に除染を実施することとして、市町村が策定した除染実施計画に沿って除染が進んでいた。一方で、福島県内においては、除染特別地域（国が除染を実施）及び汚染状況重点調査地域について、除染が計画どおりに進んでいないなどの状況が見受けられた。

事例5：原子力損害賠償に関する国の支援額は23、24両年度で3.3兆円（検査要請）

原子力損害の賠償に関して平成24年度末（一部は25年9月末）までに国が財政支援した額は3兆3,044億円であり、内訳は、補償契約に基づく補償金1,200億円、福島県民健康管理基金の設置842億円、国が原子力損害賠償支援機構に交付した国債の償還3兆483億円などとなっている。国が機構を通じて東京電力株式会社に交付する資金の回収見通しについて会計検査院が試算したところ、5兆円の交付国債が全て償還されて東京電力に資金交付された場合、その回収には最長で31年を要するとの結果になった。また、この間におけるエネルギー対策特別会計の借入金等（交付国債の償還財源）の利払いについて、追加の財政負担も生じるとしている。会計検査院は、交付した資金の回収が長期化した場合、国の財政負担の増加を招くことから、東京電力による特別負担金の納付が早期に可能となるよう財務状況の改善に努める必要があるなどとしている。

事例6：執行率77%となった平成23、24両年度の震災復興事業（検査要請）

24年次に引き続いて、会計検査院が東日本大震災復旧・復興事業の実施状況等について検査したところ、①平成23、24両年度の予算現額19兆8,949億円の24年度末における執行状況は、支出済額15兆3,644億円、繰越額2兆2,030億円、不用額2兆3,274億円で執行率は77.2%となっていること、②90の復興関連基金事業について、国庫補助金等交付額2兆8,674億円、24年度末における取崩額8,244億円で基金事業執行率は平均で28.7%となっていること、③両年度に各府省等が計上した1,401事業のうち、326件（23%）が復興に直接関係のない事業であったことなどが明らかとなった。

イ 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例7：高速道路と立体交差する橋りょうの点検状況

6高速道路会社（東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神各高速道路株式会社）が管理する高速道路には、一般道路からの流出入に必要な高速連絡橋（6高速道路会社の管理）及び立体交差によって既存の道路等を付け替えた際に建設された跨道橋（国及び地方公共団体の管理）が多数ある。会計検査院が全ての高速連絡橋897橋及び全ての跨道橋4,484橋の管理状況等について検査したところ、①高速連絡橋13橋で耐震性能の検討を行っていない、②跨道橋350橋の管理協定が締結されていない、③跨道橋635橋の点検を全く実施していない、跨道橋548橋の点検を実施しているか不明、④供用開始後30年以上の跨道橋968橋に対するコンクリート片等剥落対策が採られていないなどの事態が明らかとなった。

ウ 基金に関するもの

事例 8：多額の余剰資金を保有している基金法人（随時報告）

国庫補助金等により設置された基金のうち、平成 20 年 4 月から 25 年 3 月までの間に存在した 313 基金を保有していた 120 基金法人等を会計検査院が検査したところ、25 年 3 月末時点で基金保有額は 2 兆 6,155 億円となっており、経済産業省所管の一般社団法人環境パートナーシップ会議の「環境対応車普及促進基金（低炭素型雇用創出産業立地推進事業）」（342 億 3,064 万円）など 15 基金において、基金法人が多額の使用見込みのない額（500 億円）を保有したままとなっている事態等が明らかになった。また、厚生労働省所管の一般財団法人こども未来財団の「こども未来基金」において、基金の廃止時に国庫への一部返納がなかった事態（25 億 4,552 万円）等も見受けられた。会計検査院は、所管府省に、設置時に基金事業に必要な額を精査するとともに、基金の執行途中であっても、適時適切に見直しを行うことなどを求めている。

事例 9：有効活用されていない漁船保険振興事業資金（随時報告）

水産庁からの交付金 47 億円を原資とし、漁船保険中央会が運用型基金として設置造成した漁船保険振興事業資金により、各種助成事業が実施されている。会計検査院が検査したところ、資金の運用益が減少し、振興事業費が大きく減少する中で、多くの漁船保険組合が研修会経費の中に不必要な経費を含めて助成金交付を申請していたり、類似の制度が整備されたことにより事業の意義が低下するなどしていた。会計検査院は、漁船保険事業については各種助成事業の廃止も含めて振興資金の有効活用策を検討するとともに、有効活用が図られない資金については特別会計への返還等を求めている。

事例 10：使用実績が 1.6%にとどまる経営安定関連保証等対策費補助金

中小企業庁は、リーマンショック以降の不況で資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するため、一般社団法人全国信用保証協会連合会が設置している基金に経営安定関連保証等対策費補助金 700 億円（平成 21 年度第 1 次補正予算に計上）を交付し、連合会は、これを財源に 32 の信用保証協会に対して無利子の貸付けを実施した。会計検査院が当該貸付金の使用状況を検査したところ、2 協会は 21 年度に 11 億 2,710 万円を使用していたが、残りの 30 協会は貸付金を全く使用しておらず、貸付金 700 億円のうち 688 億 7,289 万円（貸付額の 98.4%）が使用されていなかった。会計検査院は、有効活用が図られない貸付金に相当する補助金を連合会から国庫に返還させるなど、中小企業庁において当該貸付制度を見直す必要があるとしている。

エ 資産に関するもの

事例 11：独立行政法人における政府出資金等の状況（随時報告）

会計検査院が、101 の独立行政法人（独法）における政府出資金、資本剰余金、利益剰余金について検査したところ、①特殊法人等から移行した独法の一部で、承継した資産のうち、流動資産に政府出資金等に見合う現金預金等が含まれているかが明確ではな

い、②6 法人7 勘定において、土地、建物の借入れのための敷金の返戻金が内部留保されており、不要財産となる可能性が高い、③1 法人において、自己収入を財源とした償却資産であるか、独法の設立時に承継した現金預金を財源とした償却資産であることを明確にしないまま、その未償却残高に相当する額を次期中期繰越積立金としている事態等が見受けられた。

オ 契約の適正性、行政経費のスリム化等に関するもの

事例 12：刑事施設整備契約に係る歳出予算、国庫債務負担行為の使用が法令等違反

法務省は、刑事施設等の新営工事等の契約において、契約締結の翌年度以降に最終履行期限が到来する複数年度契約等に歳出予算を使用する一方、契約締結の年度内に最終履行期限が到来する単年度契約等に国庫債務負担行為を使用していた。しかし、歳出予算には単年度債務負担権限、国庫債務負担行為には複数年度債務負担権限しか付与されておらず、歳出予算による複数年度契約の締結や国庫債務負担行為による単年度契約の締結はできないことから、歳出予算 324 億 3,708 万円及び国庫債務負担行為 17 億 4,785 万円の執行が会計法令及び予算に違反していた。会計検査院は、法務省に対して、会計事務担当者への研修の実施や支出負担行為認証官による統制を機能させるためのマニュアル作成等により、予算執行の適正を図るよう求めている。

事例 13：繰り返される各省庁等の不適正な会計経理

各省庁等における不適正な会計経理等については、毎年度多数の事案が会計検査院により指摘されている。本年度も、①国土交通省（海上保安庁）において、船舶修理等の実施に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなどしていた事態（指摘金額 14 億 96 万円）、②農林水産省の委託事業において、受託者である株式会社が実態と異なる人件費及び補助対象外の外注事業に係る経費を含めて実績報告書を提出したため、委託費が過大に支払われていた事態（同 4,966 万円）、③独立行政法人国立がん研究センターにおいて、研究者が業者に虚偽の関係資料を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせていた事態（同 1,874 万円）等が明らかとなった。

事例 14：有償援助による役務の給付完了後も未精算のままとなっている前払金

防衛省は、米政府から有償援助（FMS：Foreign Military Sales）により防衛装備品及び役務の調達（FMS 調達）を行っている。日米間の引合受諾書（調達品等の価格等を記載した合意書）に合わせて、米政府に前払金を支払い、実際の費用が前払金より少なかった場合は、差額の精算を行う仕組みになっている。平成元年度から 24 年度までの間に装備施設本部が行った FMS 調達のうち、24 年度末で役務の給付が完了している 473 件について会計検査院が検査したところ、役務の給付が完了してから 1 年以上経過した後に精算の前提となる受領検査が行われたものが 231 件（未精算額 344 億 4,803 万円）、給付が完了しているのに精算手続に着手せず 1 年以上経過していたものが 22 件（同 173 億 3,955 万円）、計 517 億 8,758 万円の前払金が未精算となっていた。

カ 事業の有効性等に関するもの

事例 15：効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）

会計検査院が13か国における政府開発援助を検査したところ、①対ポリビア無償資金協力「医薬品供給センター整備計画」（7億6,099万円）で、錠剤を自動包装化するブリスター部門室等を全く使用していなかった事態、②対セルビア無償資金協力「ベオグラード市上水道施設整備計画」（3億7,082万円）で、調達された配水ポンプ類のうち5台が設置されず、事業の内容等に変更の必要が生じたにもかかわらず、外務省及びJICAが変更内容の確認等を怠っていた事態、③対バヌアツ技術協力「地方電化プロジェクト」（7,211万円）で、平成14年に供与された太陽光パネル等の機材について、設置された世帯の大半で故障等した蓄電池を交換できず、21年頃までに発電が止まり、電気料金の徴収が停止し、機材が廃棄等されたが、JICAはこの状況を一切把握していなかった事態等が明らかとなった。

事例 16：交付金により整備された地域密着型介護施設の低調な利用状況

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により、介護保険に係る地域密着型サービスを提供する施設の整備を行った25都道府県の326事業所（交付額57億2,159万円）について、会計検査院が施設利用状況を検査したところ、その8割弱に当たる255事業所（同43億3,705万円）において、施設が全く利用されていなかったり、利用率が50%を下回ったりするなど、低調な利用状況が明らかとなった。会計検査院は、厚生労働省に対し、サービスの需要を的確に把握する必要性について市町村に周知することなどを求めている。

キ その他の事例

事例 17：債務に関する計算書における債務額の誤り（随時報告）

債務に関する計算書に計上される債務の1つである国庫債務負担行為は、原則として官庁会計システムを用いて事務処理されている。各府省において、国庫債務負担行為に係る契約額が減額されたにもかかわらず、システム上で当該登録を行わなかったり、歳出予算に基づく支出の際に関連付けを行わなかったりしたため、平成21年度から23年度までの年度末の債務額が過大（112件、101億1,953万円）又は過小（13件、53億4,557万円）に計上されており、計算書の正誤表が国会に提出される事態となった。会計検査院は、財務省に対し、国庫債務負担行為に係る事務処理に関するシステムの操作方法等について、担当者に周知徹底を図ることなどを求めている。

事例 18：日常スポーツ活動助成金の交付の適正性

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、優秀なスポーツ選手及びその指導者等が競技技術の向上を図るために自ら計画的に行う日常のスポーツ活動等に対して助成金を交付している。会計検査院が、平成19年度から24年度までに3,161人に交付された同助成金31億50万円を対象とし、センターにおける審査の状況について検査を行った

ところ、①指導者が選手と異なる企業や学校に所属し、地理的に活動拠点が離れるなどしている事態（17人）、②全柔連の強化委員としての活動は行っているが、担当選手に対して日常的に指導等を行っていない事態（15人）等が明らかとなった。また、助成金を適正に使用した証拠書類の全部又は一部を提出できなかった者も68人いた。

（２）不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った指摘事項等について、その後の会計検査での確かなフォローアップが行われており、平成19年度決算検査報告以降、その是正状況が掲記されている。

ア 不当事項に係る是正措置の状況

昭和21年度から平成23年度までの検査報告に掲記された不当事項について、関係する65省庁等における25年7月末現在の是正措置状況を対象として検査した結果、是正措置が未済のものが476件、190億2,852万円あり、このうち金銭返還を要するものが460件、167億9,413万円あった。

平成23年度及び22年度以前の検査報告に掲記された不当事項の是正措置の進捗状況については、23年度の検査報告の掲記分357件、191億3,383万円のうち、25年7月末までには是正措置が完了したものは317件、106億8,043万円、未済のものは40件、84億5,340万円であった。一方、22年度以前の検査報告の掲記分472件、124億2,664万円のうち、25年7月末までには是正措置が完了したものは36件、18億5,152万円であり、未済のものは436件、105億7,512万円であった。

イ 改善処置済事項に係る処置の履行状況

平成14年度から23年度までの検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととされた処置済事項計87件⁹のうち、23年度の検査報告の掲記時点で既に改善処置が履行済みであったものなど9件を除いた78件について履行状況をみると、改善の処置が履行されていたもの（履行済）が45件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの（検査分履行済）が33件であり、改善の処置が全部又は一部履行されていなかったものは見受けられなかった。

5. 総括

（１）平成24年度決算検査報告の特徴

今般の検査報告では、平成23年度決算検査報告に引き続き、復興・復旧事業に関する事項が数多く掲記されたことが特徴である（4.（1）ア参照）。中でも、参議院決算委員会からの検査要請を受けた、原子力損害賠償に関する実施状況の検査結果（事例5）は注目に値する。報告では、国が原子力損害賠償支援機構を通じて東京電力に交付した資金の回収期間や国が負担する利子等が試算された。定量的な分析によって国の財政負担の増加可能性が数値化され、東京電力及び関係省庁のみならず、国民に対しても説得力のある内容となっており、検査要請を行った決算委員会において一層議論を深める必要がある。ま

た、同じく復興関連の検査要請報告事項では、23、24 両年度に各府省等が計上した 1,401 事業のうち、23%が復興に直接関係のない事業であったことなどが明らかとなった。その具体的な事業については、明かされなかったものの、復興との関連性を見だし難い支出については、報道を含め世間の関心が高まっており、会計検査院による継続的なフォローアップと、国会における今後の議論に期待したい。

他方、震災復興関連では、昨年度に引き続き、会計検査に係る事務負担を考慮して被災地への実地検査は行われなかった。平成 25 年 9 月に策定された平成 26 年次検査の基本方針でも、「被災地域の状況に配慮する」とされているが、平成 26 年度から復興特別個人住民税の徴収が開始し、復興予算の使途に対する関心も年々高まる中、震災後 3 年目となる 26 年次検査において、被災地における実地検査が行われるかどうか焦点となろう。

復興関連以外では、高速道路に架かる跨道橋等の一部が未点検となっている事態についての指摘（事例 7）があった。平成 24 年 12 月に発生した笹子トンネル事故はまだ記憶に新しいが、本件は老朽化する高速道路のインフラという点で共通している。インフラの老朽化等が原因となって尊い人命が再び奪われることがないように、高速道路のみならず盲点となっているインフラの点検等が着実に実施されることが強く求められる。

（２）検査報告を受けた各省庁等の取組

加えて、毎年度繰り返し指摘されているものに、各省庁等における不適正な会計経理がある（事例 13）。いわゆる「預け金」¹⁰といったより悪質な手法ではないものの、会計法令に反して虚偽の内容の書類を作成し、架空の取引を行っていた事態が今般も散見された。経理手続や契約締結等は、指摘がなかった省庁等においても日常頻繁に行われており、これらに係る不適切な事態については、指摘のあった省庁等はもちろんのこと、指摘がなかった省庁等においても、同様又は類似の制度や運用を見直す契機とすべきである。

その文脈で述べるとすれば、掲記事項全般を通じて多く見受けられるのが、本府省からの制度の周知不足や、行政の現場において担当職員が制度を十分に理解していなかったために生じた不適切な事態である。例えば、事例 1、事例 12、事例 17 等は、内容の違いこそあれ、根底部分での発生原因に類似したところが見られる。会計検査院による所見や是正改善の要求の中にも、「制度の周知徹底」、「研修」、「説明会」という文言が多く見られる。究極的には、行政に携わる職員が制度を完璧に理解し、法令等に従って実務を着実に遂行していくことで、これらの指摘事項等が消滅することが理想である。しかし、人員削減や定期的な人事異動があるほか、行政制度が複雑化し、軽微であっても制度が毎年変更されることが常態化している昨今にあっては、その理想を目指すのは極めて困難であることも事実である。また、会計検査院のリソースにも限界があり、全ての検査対象について実地検査を行うことができない以上、本検査報告を公表することによる波及効果及び牽制効果に頼らざるを得ない一面がある。したがって、本検査報告に掲記された内容については、内部監査セクションの職員や経理手続に関わる職員など、一部の関係者のみならず、行政実務に携わる職員にこれまで以上に広く共有され、深く理解された上で日々の業務が遂行されていくことが求められており、ひいては、類似の不適切な事態が惹起されることを未

然に防ぐことにつながると考えられる。その点、これまでも一部の検査要請報告等で「参考事例」として記載されているように、効率よく行われているなどの適切な事例についても、不適切な事例と共に積極的に併記し、他の行政機関等に対する有益な情報としての価値を高めることも一案であろう。

会計検査院に対しては、引き続き緻密な会計検査を行うことはもちろんのこと、効率性・有効性等の観点からの政策上の問題点について、より踏み込んだ指摘を行うことも期待したい。例えば、現行の業務や制度の効率化についての意見表示や処置要求を行う際には、是正改善措置の実効性や実現可能性を高めるため、一定の数的目標や試算方法を具体的に提案していくことも検討されるべきであろう。また、掲記事項をめぐっては、受検庁との間で激しい議論のやりとりがあることは承知しつつも、時代にそぐわなくなった政策や制度そのものの存在意義についても、鋭く切り込んだ指摘を望みたい。

翻って国会においては、行政府の予算執行をチェックする立場から、会計検査院の分析が凝縮された本検査報告を重要な参考書類として活用し、決算審査を充実させるとともに、立法府による事後的な財政統制を機能させるべく、行政の非効率等事態の是正改善に向けた取組について、早期に内閣に対して勧告していくことがこれまで以上に求められている。

(さわい はやと)

¹ 内閣への送付に当たっては、会計検査院長が内閣総理大臣に手交して概要説明を行うのが通例であり、その場が新聞等で報じられることも多く、会計検査院やその検査結果が最も注目される日の一つとなっている。

² そのほか、国会及び内閣に対する報告（随時報告）は、平成17年の会計検査院法改正（参議院決算委員会が改正案を起草）に伴い新設された制度であり、会計検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項等に関し、毎年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を行うとともに、その概要を検査報告に掲記している。また、検査要請事項の報告は、平成9年の国会法（昭和22年法律第79号）及び会計検査院法改正に伴い新設された制度であり、国会からの求めに応じ、特定の事項について検査した結果を報告するとともに、その概要を各年度の検査報告に掲記している。なお、平成17年以降の国会からの検査要請に関する報告計44件は、全て参議院決算委員会の検査要請に基づくものである。特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、会計検査院の問題意識が示されており、国会審議における重要な材料となり得る。

³ 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性、会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性、事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性、事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を果たしているか、また、効果を上げているかという有効性の観点。

⁴ 東京電力株式会社は、平成24年7月31日に、国から出資を受けた原子力損害賠償支援機構から更に出資を受けて、会計検査院法第23条第5号に該当する団体となった。

⁵ 書面検査は、検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類について、在庁して行う検査。実地検査は、検査対象機関の官署、事務所のほか、工事等の事業が実際に行われている場所に会計検査院職員が赴いて、会計帳簿の検査や関係者からの説明聴取等を行う検査。

⁶ 不適切な会計処理によって生じた、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大支出額、決算の表示漏れ額等を示す。他方、検査の結果、法令等に関し、改善を必要とする事項や、政策上の問題から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合において、指摘金額を算出できない際に、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示したものを「背景金額」と呼ぶ。

⁷ 厚生労働省の指摘件数の内訳をみると、「国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大」及び「国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大」がそれぞれ94件と突出して多くなっている。

⁸ 各事例タイトル末尾の括弧内は、図表1の掲記区分を表す。なお、無表記のものは指摘事項を表す。

⁹ 検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの（検査分履行済）33件、改善の処置が一部履行されていなかったもの（一部不履行）1件及び平成23年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項53件の合計87件。

¹⁰ 支出金を業者に預け、後日これを利用して適宜物品等を納入させる、不適正な経理手法の一つ。